

令和6年第2回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年5月17日午前9時01分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長 檜 山 裕 子 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	税務課副課長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	三 浦 誠	住民課副課長	笠 松 由 希
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福祉課副課長	平 岩 晃
福祉課副課長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	谷 本 和 久	建設課副課長	檜 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局 副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 2 号 上富田町水道事業給水条例及び上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 報告第 3 号 令和 5 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 5 承認第 1 号 令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 6 承認第 2 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 承認第 3 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 承認第 4 号 上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 2 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 4 3 号 上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 4 4 号 令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について（令和 6 年度 第 1 号 公民館事業 南紀の台公民館建設工事）
- 日程第 13 発委第 2 号 上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 辞職第 1 号 上富田町議会議長の辞職許可について
- 追加日程第 2 選挙第 1 号 上富田町議会議長の選挙について
- 追加日程第 3 辞職第 2 号 上富田町議会副議長の辞職許可について
- 追加日程第 4 選挙第 2 号 上富田町議会副議長の選挙について

日程第	1 4	選任第	1 号	上富田町議会常任委員会委員の選任について
日程第	1 5	選任第	2 号	上富田町議会運営委員会委員の選任について
日程第	1 6	選任第	3 号	上富田町議会広報特別委員会委員の選任について
追加日程第	5	辞職第	3 号	上富田町議会広報特別委員会委員の辞任について
追加日程第	6	選任第	4 号	上富田町議会広報特別委員会委員の選任について
追加日程第	7	選挙第	3 号	富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙について
追加日程第	8	選挙第	4 号	富田川治水組合議会議員の補欠選挙について
追加日程第	9	選挙第	5 号	公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙について
追加日程第	1 0	選挙第	6 号	和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
追加日程第	1 1	選挙第	7 号	紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙について
日程第	1 7	選出第	1 号	上富田町体育協会理事の選出について
追加日程第	1 2	議案第	4 6 号	監査委員の選任について
追加日程第	1 3	委員会		の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 9 時 0 1 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 2 回上富田町議会臨時会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、5 月から 10 月末までのクールビズ期間におきましては、本町議会でもノーネクタイで会議をすることを決定し、また、町のポロシャツの着用も許可しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、暑いときには議長判断により上着を取っていただいております。本日は上着を取っていただいても結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいても結構であります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 0 2 分

再開 午前 9 時 0 5 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 11 番、松井孝恵君、12 番、樫木正行君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。本日、ここに令和６年第２回上富田町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中、ご参集を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、今回、令和６年第２回議会臨時会に提出いたします案件としましては、報告１件、専決処分の報告１件、専決処分の承認４件、議案として条例の一部改正２件、令和６年度上富田町一般会計補正予算１件、工事請負契約の締結について１件の合計１０件であります。

なお、追加議案として、監査委員の選任に関する人事案件１件を本臨時会に提出させていただきます。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、これまでの本町の被災地支援について報告させていただきます。

和歌山県は関西広域連合の一員として、カウンターパート制度に基づき、石川県能登町を支援しております。本町から能登町への職員派遣につきましては、情報連絡員として２月２１日から２７日まで職員１名を、避難所運営支援要員として４月２５日から５月１日の日程で職員１名を派遣しました。

住家被害認定要員として、５月１１日から本日まで職員１名を派遣しております。

水道管の応急復旧支援については、４月３日から１０日までの８日間、職員１名と共に上富田町水道協同組合から３名の派遣をいただき、破損した水道管の修繕工事に従事いたしました。帰任後の報告では、本復旧までにはかなりの期間を要すると思われるとのことでございます。

また、災害時相互応援協定を締結しております石川県津幡町からは、４月１８日に避難所を閉鎖したとの連絡をいただいております。現在の状況としては、上下水道などは応急的な復旧が完了したとのことでございました。

今後関係機関と連携し、被災地の一日も早い復旧と復興に向けた活動を支援してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、4月1日付で人事異動を発令しています。

副町長より異動のありました職員を紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

4月1日付の職員の人事異動に伴い、説明員の紹介についてを許可いたします。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

改めましておはようございます。

それでは、4月1日付の人事異動を発令しておりますので、職員を紹介させていただきます。

建設課長、谷本和久です。今回、昇格になります。

○建設課長（谷本和久）

谷本です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

建設課副課長、樫本貴寿です。同じく今回、昇格になります。

○建設課副課長（樫本貴寿）

樫本です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

続けて、向かって右側の職員を紹介させていただきます。

教育委員会事務局長、瀬田和哉です。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

瀬田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

教育委員会事務局学校給食センター所長、芦口正史です。

○教育委員会事務局学校給食センター所長（芦口正史）

芦口です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課長、三浦誠です。

○住民課長（三浦 誠）

三浦です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課副課長、笠松由希です。

○住民課副課長（笠松由希）

笠松です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

税務課副課長、小倉一仁です。

○税務課副課長（小倉一仁）

小倉です。どうぞよろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

以上7名でございます。今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

△日程第3 報告第2号

○議長（大石哲雄）

これより、日程第3 報告第2号、上富田町水道事業給水条例及び上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

上下水道課長、谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。私からは、報告第2号について報告いたします。

1 ページをお願いします。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第2号、上富田町水道事業給水条例及び上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

令和6年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町水道事業給水条例及び上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町水道事業給水条例及び上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年3月29日専決、上富田町長奥田誠。

理由としまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、本条例における引用省令等の改正を行う必要があるためとなります。

次のページをお願いします。

上富田町水道事業給水条例及び上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

以下、条例改正文です。

改正内容につきましては、改正の要旨に沿って説明させていただきます。

7ページをお願いします。

1の改正の趣旨としましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことによる関係規定の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容につきましては、上富田町水道給水条例では厚生労働省令を国土交通省令に改め、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例では厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めています。

なお、今回の改正につきましては、水道整備管理行政の移管に伴う引用省令等を改正するものでございます。既設条例の内容に変更はなく、また、その引用省令につきましても令和6年3月29日に改正され、施行日が令和6年4月1日となることから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された町長の専決処分事項に当たることから、令和6年3月29日に専決処分を行い、報告するものでございます。

また、5ページから6ページには参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、恐れ入りますが、お目通しをいただきますようよろしくお願いします。

私からの報告は以上となります。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより報告第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第４ 報告第３号

○議長（大石哲雄）

日程第４ 報告第３号、令和５年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしく願いいたします。私からは、報告第３号について報告いたします。

８ページをお願いいたします。

報告第３号、令和５年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

２款総務費、１項総務管理費、住宅耐震改修事業では繰越額１１７万円、３項戸籍住民基本台帳費、番号制度関連システム改修事業では繰越額１，１２１万６，０００円。

４款衛生費、２項清掃費、上富田町不燃物処理場整地事業では繰越額３００万円。

６款商工費、１項商工費、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業では繰越額６，３２０万円。

７款土木費、２項道路橋梁費、道路橋梁維持事業では繰越額７５０万円、同じく２項道路橋梁費、防災・安全交付金事業では繰越額４，３００万円。

１０款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧事業では繰越額１億５００万円。合計２億３，４０８万６，０００円と定めております。

財源内訳につきましては、合計額でご説明いたします。特定財源では未収入特定財源として国県支出金１億３，７９５万２，０００円、地方債５，８７０万円、その他３００万円、一般財源では３，４４３万４，０００円としてございます。

令和６年５月１７日提出、上富田町長奥田誠。

この報告につきましては、地方自治法施行令第１４６条の規定に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。

私からの報告は以上でございます。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより報告第３号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

以上で報告を終わります。

△日程第 5 承認第 1 号～日程第 1 2 議案第 4 5 号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第 5 承認第 1 号、令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を求める件から日程第 1 2 議案第 4 5 号、工事請負契約の締結について（令和 6 年度 第 1 号 公民館事業 南紀の台公民館建設工事）まで 8 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 2 1 分

再開 午前 9 時 2 2 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。私からは、承認第 1 号につきましてご説明申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 3 号、令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 9 号）。

令和6年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度上富田町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,676万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,791万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更、廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月29日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

13款分担金及び負担金では、補正前の額から26万円を減額し、5,087万6,000円と定めております。

15款国庫支出金では、補正前の額から4,817万4,000円を減額。

16款県支出金では、補正前の額から786万3,000円を減額。

17款財産収入では、補正前の額に17万5,000円を追加。

18款寄付金では、補正前の額に1,879万3,000円を追加。

19款繰入金では、補正前の額から7,712万3,000円を減額。

21款諸収入では、補正前の額に8万8,000円を追加。

22款町債では、補正前の額から1,240万円を減額。

歳入合計では、補正前の額から1億2,676万4,000円を減額し、82億3,791万7,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費では、補正前の額から3,000万2,000円を減額し、15億9,013万3,000円と定めております。

3款民生費では、補正前の額から7,148万7,000円を減額。

4款衛生費では、補正前の額に354万6,000円を追加。

5 款農林水産業費では、補正前の額から 5 2 9 万 7, 0 0 0 円を減額。

6 款商工費では、補正前の額から 1, 4 0 0 万円を減額。

7 款土木費では、補正前の額から 6 8 8 万 2, 0 0 0 円を減額。

8 款消防費では、補正前の額から 1 6 0 万円を減額。

9 款教育費では、補正前の額から 2 3 万 1, 0 0 0 円を減額。

1 0 款災害復旧費では、補正前の額から 8 1 万 1, 0 0 0 円を減額。

歳出合計では、補正前の額から 1 億 2, 6 7 6 万 4, 0 0 0 円を減額し、8 2 億 3, 7 9 1 万 7, 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正。

変更が 2 件ございます。

1、防災行政無線改修事業では、7 2 0 万円を減額し、限度額を 1 億 7, 8 9 0 万円と定めております。

2、総合防災情報システム再整備事業では、1 7 0 万円を減額し、限度額を 3 5 0 万円と定めております。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次のページをお願いいたします。

廃止が 1 件ございます。

3、災害援護資金につきましては、該当がなかったため、限度額 3 5 0 万円を廃止しております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから 1 7 ページまでは恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

説明につきましては、歳出からいたしますので、2 6 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

今回の補正につきましては、各事業の精査を行い、不用額が大きく見込めるものについて減額補正したものがほとんどでございます。これらにつきましては説明を省略し、各項の項目並びに金額及び主な補正についてのみご説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費では、補正前の額から 3, 0 0 0 万 2, 0 0 0 円を減額しております。こちらは 1 0 目企画費、2 4 節積立金では、1, 8 9 6 万 8, 0 0 0 円を追加。こちらにつきましては、ふるさと納税の増額などにより追加措置をしております。

3 款民生費、1 項社会福祉費では、補正前の額から 3, 1 9 7 万 7, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

こちらのページの４目、６目につきましては、物価高騰対策として実施しました非課税世帯、均等割のみ世帯への給付金事業について、事業精査により減額補正したものととなります。

続きまして、２項障害福祉費では、補正前の額から２，３６３万円を減額。

３項児童福祉費では、補正前の額から４８８万円を減額。

次のページをお願いいたします。

６項災害救助費では、補正前の額から１，１００万円を減額。

４款衛生費、１項保健衛生費では、補正前の額から４，６４５万４，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

２項清掃費では、補正前の額に５，０００万円を追加。こちら１目清掃総務費、２４節積立金では、一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金積立金として５，０００万円を追加措置してございます。こちらにつきましては、田辺周辺広域一般廃棄物処理施設整備基本構想においては、令和１４年度より可燃ごみ施設の設計、建設に着手する構想が示されております。将来発生する上富田町の負担相当分の財源を確保するため、今回の専決補正においても追加措置するものでございます。

５款農林水産業費、１項農業費では、補正前の額から３２９万７，０００円を減額。

２項林業費では、補正前の額から２００万円を減額。

次のページをお願いいたします。

６款商工費、１項商工費では、補正前の額から１，４００万円を減額。

７款土木費、２項道路橋梁費では、補正前の額から１６６万５，０００円を減額。

４項都市計画費では、補正前の額から６０万円を減額。

６項地籍調査費では、補正前の額から４６１万７，０００円を減額。

次のページをお願いいたします。

８款消防費、１項消防費では、補正前の額から１６０万円を減額。

９款教育費、４項学校給食費では、補正前の額から２３万１，０００円を減額。

１０款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費では、補正前の額から８１万１，０００円を減額としてございます。

次のページをお願いいたします。

こちらの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをいただきますようお願いいたします。

それでは、歳入についてご説明いたしますので、１８ページをお願いいたします。

２、歳入でございます。先ほどご説明しました歳出の財源となります。

13款分担金及び負担金、1項分担金では、補正前の額から26万円を減額。

15款国庫支出金、1項国庫負担金では、補正前の額から2,293万9,000円を減額。

2項国庫補助金では、補正前の額から2,523万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金では、補正前の額から21万5,000円を減額。

2項県補助金では、補正前の額から764万8,000円を減額。

17款財産収入、1項財産運用収入では、補正前の額に17万5,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

18款寄付金、1項寄付金では、補正前の額に1,879万3,000円を追加。こちらにつきましては、企業版ふるさと納税の寄付金増による追加でございます。補正後につきましては、4億7,879万3,000円を見込んでおります。

続きまして、19款繰入金でございます。

2項基金繰入金では、補正前の額から7,712万3,000円を減額。

4目財政調整基金からの繰入金につきましては、4,006万3,000円の減額としております。

21款諸収入、3項雑入、補正前の額に8万8,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

22款町債、1項町債では、補正前の額から1,240万円を減額。

以上が3月29日付で専決した内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

税務課長、芝君。

○税務課長（芝 健治）

よろしくをお願いいたします。私からは、承認第2号から第4号までご説明いたします。

40ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第4号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

令和6年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第4号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

改正の理由としまして、地方税法等の一部改正に伴い、上富田町税条例の一部を改正する必要があるため、提出いたします。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、上富田町税条例につきましても一部改正を行い、令和6年3月31日付で専決処分し、本議会において報告し、承認を求めるものであります。

なお、時間の都合上、主な改正事項を抜粋させていただき、その他の条文については割愛させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

今回の主な改正事項につきましては、参考資料の上富田町税条例の一部改正の要旨に沿ってご説明いたしますので、81ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、一部の規定について、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

2、改正の内容につきましては、主なものとして2点ございます。

1点目、(1) 令和6年度の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するに当たり、個人町民税の税額控除に係る規定の整備を行うものであります。1人につき1万円の住民税の減税について、町民税が6割、県民税が4割となりますが、本町の税条例の規定については、町民税を規定しておりますので、本改正条例は町民税に係るものでございます。個人の町民税について定額による特別控除額を実施しますが、令和6年度の個人の町民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から控除するものであります。

まず、給与所得者の方については、特別徴収については、令和6年6月において徴収せず、特別税額控除額の給与所得に係る特別徴収税額を同年7月から翌年5月までそれぞれの給与の支払いをする際、毎月徴収することとなります。

また、普通徴収については、令和6年6月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除し切れない金額は、以後、令和6年度中に普通徴収すべき税額から順次控除す

る等所要の措置を講じるものであります。

さらに、公的年金等に係る特別徴収について、令和6年10月1日以後、最初に支払いを受ける公的年金における特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除し切れない金額は、以後、令和6年度中に特別徴収される公的年金等から順次控除する等所要の措置を講じるものであります。

なお、対象者は定額減税に係る手続は不要であります。均等割と森林環境税は減税の対象とはなりません。

また税額控除、つまり減税の対象者については、現時点では当初課税がまだ決定されていませんので、不明です。しかしながら、前年度ベースを基に試算、試みの算定をしたところ、対象者数は約1万人、減税金額は6,000万円を見込んでおります。

なお、1万円満額を減税し切れない方も一定数いることも想定されますので、概算の試算ということでご容赦をいただきたいと思います。

また、減収額全てが国費で補填されることから、町としましては実質的な影響はございません。

続きまして、2点目です。

(2) 令和6年度の固定資産税の評価替えとなりますが、現行の土地に係る固定資産税の負担の調整措置の期限を3年間延長するものであります。土地の固定資産税については、評価替えによる評価額の急激な上昇があった場合にも税負担の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を徐々に引き上げる等の負担調整措置等が講じられてきましたが、令和6年度から令和8年度までの3年間についてもこれらの措置を継続するものであります。

(3) その他、所要の規定の整理を行うものであります。

恐れ入りますが、54ページにお戻りいただきたいと思います。

54ページ、附則です。

第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第56条の改正規定、こちらは法の項ずれの規定の整理を行うものですが、令和7年4月1日から施行するものとします。また、附則第2条には固定資産税に関する経過措置について記載しておりますので、よろしくお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、承認第3号についてご説明します。

82ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第

3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 5 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和 6 年 5 月 1 7 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第 5 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決、上富田町長奥田誠。

改正の理由としまして、地方税法等の一部改正に伴い、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について、課税限度額の引上げ並びに 5 割軽減及び 2 割軽減の基準額の見直しを行うため、提出いたします。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方税法等の一部改正する法律が令和 6 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、上富田町国民健康保険税条例につきましても一部改正を行い、令和 6 年 3 月 3 1 日付で専決処分をし、本議会において報告し承認を求めるものであります。

それでは、改正事項につきましては、参考資料の上富田町国民健康保険税条例の一部改正の要旨に沿ってご説明します。

8 7 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨につきましては、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について、後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引上げ並びに 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を引き上げるため、本条例を改正するものです。

2、改正の内容につきましては、主に 2 点ございます。

まず 1 点目、（1）課税限度額の見直しについては、負担の公平性の確保を図る観点から 2 2 万円から 2 4 万円に改正するものであります。

2 点目、（2）経済動向等を踏まえ軽減判定所得の見直しについては、所得の低い世帯に対して国民健康保険税の軽減措置の拡充を行うものとなります。① 5 割軽減基準額について、被保険者均等割額と世帯別平等割額の 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を 2 9 万円から 2 9 万 5, 0 0 0 円に引き上げるものであります。② 2 割軽減基準額のほうですが、同様にこちらも対象

となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を５３万５，０００円から５４万５，０００円に引き上げるものであります。

３、施行期日につきまして、令和６年４月１日から施行するとしています。ただし、この条例による改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、従前の例によると定めています。

また、その他参考資料として新旧対照表８５、８６ページを添付していますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、承認第４号についてご説明いたします。

８８ページをお願いいたします。

承認第４号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第６号、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

令和６年５月１７日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第６号、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和６年３月３１日専決、上富田町長奥田誠。

改正の理由としましては、地域再生法第１７条の６の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限の延長を行うため提出いたします。

次のページをお願いいたします。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正。

今回の改正は、地域再生法の省令を改正する省令が令和６年３月３０日に公布されたことに伴い、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例につきましても一部改正を行い、令和６年３月３１日付で専決処分し、本議会において報

告し承認を求めるものであります。

それでは、改正事項につきましては、参考資料の要旨に沿ってご説明します。

９２ページをお願いいたします。

本町では平成２８年に本条例を施行しました。この条例は、県から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が東京２３区にある本社機能の地方移転等を行った場合に、３年度分に限り固定資産税の不均一課税を受けることができるというのですが、１、改正の趣旨にありますとおり、国の法令が令和６年３月３１日までの時限法であったのが２年間延長されたことから、本条例を改正するものであります。

２、改正の内容です。（１）適用期限の延長、令和６年３月３１日までを令和８年３月３１日までとすること。（２）については、項ずれの規定の整理を行うものであります。

３、施行期日につきまして、この条例は令和６年４月１日から施行するとしています。ただし、令和８年３月３１日限りその効力を失うが、この条例の失効前に特別償却設備を設置した事業者については、同日以後においても、なおその効力を有すると定めています。

また、新旧対照表を９１ページに添付していますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第４２号につきまして説明させていただきます。

９３ページをお願いいたします。

議案第４２号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和６年５月１７日提出、上富田町長奥田誠。

改正の理由としまして、町長等の期末手当の支給割合を改正するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の135」を「100分の170」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

参考資料としまして、次の95ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

96ページをお願いいたします。

一部改正の要旨でございます。

1、改正の要旨、町長等の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行う。

2、改正の内容としまして、町長等の期末手当の支給割合を改定（令和6年度以降支給分）年間2.7月分から3.4月分、0.7月分の引上げとしてございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

よろしく申し上げます。

私のほうから議案第43号についてご説明申し上げます。

97ページをお願いします。

議案第43号、上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

理由、公園の新設に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

次のページをお願いします。

上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

100ページの要旨をご覧ください。お願いします。

岡地区に今回新たに岡ちびっこ公園を設置することに伴い、名称等を追加するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容の中でちょっと訂正をお願いします。名称ちびっこ広場というふうになっておりますが、ちびっこ公園の誤りであります。申し訳ありません。訂正のほうよろしく申し上げます。

施行期日としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとなっております。

99ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第44号についてご説明いたします。

101ページをお願いいたします。

議案第44号、令和6年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,926万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,126万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

15款国庫支出金では、補正前の額に4,446万6,000円を追加し、9億7,511万4,000円と定めております。

19款繰入金では、補正前の額に479万6,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に4,926万2,000円を追加し、78億9,126万2,000円と定めてございます。

歳出です。

1款議会費では、補正前の額に275万1,000円を追加し、9,093万8,000円と定めてございます。

2款総務費では、補正前の額に143万8,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に4,446万6,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に60万7,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に4,926万2,000円を追加し、78億9,126万2,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから105ページまでは恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

説明につきましては、歳出からいたしますので、108ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款議会費、1項議会費では、補正前の額に275万1,000円を追加。

1節報酬につきましては、委員長報酬の新設によるもので、委員長3名分として36万円を追加措置。

2節職員手当等につきましては、期末手当の改定によるもので、年2.7月分から3.4月分への改定により議員12名分239万1,000円を追加措置してございます。

2款総務費、1項総務管理費では、補正前の額に143万8,000円を追加。こちらにつきましても、期末手当の改定によるもので、年2.7月分から年3.4月分への改定により、特別職、町長及び副町長分として、3節職員手当等では123万8,000円、4節共済費では20万円を追加措置してございます。

4款衛生費、1項保健衛生費では、補正前の額に4,446万6,000円を追加。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予防接種健康被害救済制度が認定された方への給付1件分として4,446万6,000円を措置してございます。こちらの財源につきましては、全額国庫負担となります。

9款教育費、1項教育総務費では、補正前の額に60万7,000円を追加。こちらにつきましても、期末手当の改定によるもので、年2.7月分から3.4月分への改定により特別職、教育長分として、3節職員手当等では51万円、4節共済費では9万7,000円を追加措置してございます。

次のページをお願いいたします。

こちらの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、歳入についてご説明いたしますので、106ページをお願いいたします。

2、歳入です。

先ほどご説明しました歳出の財源となります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金では、補正前の額に4,446万6,000円を追加。予防接種健康被害救済給付費負担金でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金では、補正前の額に479万6,000円を追加。こちらにつきましては、今回の補正に必要な一般財源を補填するもので、財政調整基金からの繰入金として479万6,000円を措置してございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局長、瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第45号についてご説明申し上げます。

112ページのほう、よろしくお願いいたします。

議案第45号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。
記。

1、契約の目的。

令和6年度 第1号 公民館事業 南紀の台公民館建設工事。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

一金2億9,428万9,600円。

4、契約の相手方。

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2502-6、株式会社堀組上富田営業所、所長谷口隆司。

令和6年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

本契約につきましては、指名競争入札による工事請負契約でございます。指名業者には株式会社後工務店、株式会社西峰工務店上富田営業所、株式会社堀組上富田営業所、株式会社田中組、以上4者とし、去る令和6年5月7日に指名競争入札が執行され、株式会社堀組上富田営業所が落札してございます。

115ページをお願いします。

工事契約の概要につきまして。

1、工事の概要としまして、鉄骨平家建て、建築面積は690.73平米、延べ床面積599.07平米。

2、建設の理由としまして、上富田町における社会教育を振興し、住民の福祉を図るため、南紀の台地区に南紀の台公民館を建設するものとしてございます。

113ページをお願いします。

参考資料としまして、建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

114ページをお願いします。

この仮契約書の最終条項において、この契約は、上富田町の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとすると定めてございます。

本議案は提案理由にございます議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となるため、今回上程させていただくものです。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。

△日程第5 承認第1号

○議長（大石哲雄）

日程第5 承認第1号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑は歳入歳出それぞれ一括でお願いします。

まず、歳出からいきます。26ページから37ページまで。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

歳出、質疑ないですか。

それでは歳入、18ページから25ページまで一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

全体でないですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第1号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第6 承認第2号

○議長（大石哲雄）

日程第6 承認第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより承認第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第7 承認第3号

○議長（大石哲雄）

日程第7 承認第3号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

質問します。

課税限度額のことについてですけれども、医療保険分と介護保険分の最高限度額を合わせると、最高限度額については合計で幾らになりますでしょうか。それが1点目です。

2点目、この24万円に見直すことによってどれだけの予算が増えるのかという点についてが2点目です。

3点目、5割軽減の基準額が広がるということになりますが、何名の方が増えますか。2割軽減の基準額の対象者が広がるということになりますが、何名の方が増えるか分かれば教えてください。

以上です。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○税務課長（芝 健治）

お答えいたします。

3点ご質疑をいただきました。

まず1点目、医療分と高齢者支援金分と介護分を合わせた限度額の合計でございますが、合計額106万円になります。

次、2点目です。予算ですね。いわゆるこの限度額を引き上げたことによるどれだけの影響額がということでございますが、この点につきましては、おおむね70万円。といいますのは、まず、人数について42世帯136人という試算をしておりましたが、24万円限度額にすることによって29世帯102人という試算となりましたので、おおむね380万円から310万円ということで、70万円という形でその超過限度額が下回るということになる、つまりその分だけの税収の増と、約70万円でございます。

3点目、5割軽減と2割軽減でございます。この影響を受ける件数についてでございますが、対象者数については令和5年度ベースで、そして税率については令和6年度税率という基で試算をいたしておりますが、5割軽減につきましては、現状は331世帯、人数でいいましたら572人です。それが改定によりまして336世帯578人と、5

世帯6人の影響、増えるということになります。

一方、2割軽減につきましては、現状280世帯515人が284世帯526人と、4世帯11人が増えるだろうと、そういう試算でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

次に、賛成討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

専決第5号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する賛成討論を行います。

後期高齢者支援分が2万円引き上げられるのは大変問題なことだと思いますが、5割軽減及び2割軽減の対象者が少しですが広がるため、専決第5号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第3号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第8 承認第4号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第8 承認第4号、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第4号、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

10時30分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 14 分

再開 午前 10 時 27 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第9 議案第42号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第42号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

質問します。

第1点目の質問です。

期末手当は、自治法第204条に期末手当を支給することができるとされているため、支給しなければならないものではありません。期末手当については、それぞれの自治体が支給するかしないかを含めて、独自に検討し、独自に金額を決めるものです。期末手当については、実際、この6年間を見ても、町から支給率が議案として提出され、毎年改正されています。現奥田町長の期間です。

昨年12月には、0.1月分、町長であれば約10万円引き上げ、262万4,400円と定めたばかりです。それなのに、1か月もたたない1月に、上富田町特別職報酬等審議会、これから後は審議会と省略させていただきます、審議会に期末手当を大幅に0.7月分引き上げて3.4か月に、町長であれば約68万円も引き上げることを諮っていますが、1か月の間に0.7月分も引き上げなければならないどんな事態が起こったのですか。

2点目の質問です。

私の議会便りを見て、多くの方から意見が寄せられました。ある方は、これはおかしい、町に電話すると話されている方もいました。町に何件問合せがありましたか。どんな意見ですか。

3点目の質問です。

昨年、１２月に見直したばかりの期末手当を急に０．７月分も引き上げることに、町民の多くの方から私に意見が寄せられています。寄せられた町民の方の声の一部を紹介します。ある労働者の方は、３００人規模の企業で働いているが、今年の春闘でボーナスは上がっていない、熟練職工として何年も非正規で働いている方もおり、その方のボーナスは寸志で僅かで増えていない。時給も最賃より少し高い程度である。

昨年１２月に上げて、町長がボーナス２６２万４，４００円もあり、年収約１，１２６万円で高額なのに驚いた、町民の中ではトップレベルではないか。その人のボーナスをこんな物価高で苦しいときにさらに６８万円も引き上げるなんて信じられない。

年金生活者の方は、夫の介護をしている。２人で合わせて年金１３万円ほどです。そこから家賃、介護保険料、国民年金を払い、生活が大変な中、節約に節約をしてきた。物価高でさらに大変なのに、町長さんはこんなに多くもらっているのに、私たちの生活を少しでも助けることに使おうとなぜ考えないのか、信じられない。

商売をしている方は、インボイスで消費税が全て転嫁できず、さらに収入が減って大変なのに、約１，１２６万円ももらっているのに、１２月に上げ、ボーナスをこんなに早くまた上げるというのは、町長は自分のことばかり考えているとしか取れない。

また、ある方は、町長というのは自分のことよりも苦しんでいる町民のことをまず考えるものだ。こんな物価高で苦しいときに自分のボーナスを上げるようではいかんなどの声がありました。

町長、この声にどう応えるのですか。

４点目……

（「質疑ちょう、質問や」と奥田町長呼ぶ）

○９番（吉本和広）

昭和……

（「質疑ちょう、質問やて、僕に対しての。その議案に対しての質疑と、僕に対しての質問や、今の」と奥田町長呼ぶ）

○９番（吉本和広）

町民の声を述べている、だから……

（「質問やないか、質疑違うやろ。議案に対しての質疑じゃないわら」と奥田町長呼ぶ）

○９番（吉本和広）

だから、すみません、議長、今、質問中なんですけれども。

（「質問って、質疑や、この場は。質問の場と違うやろ」

と奥田町長呼ぶ)

○9番(吉本和広)

質疑しているんです。意見を述べて、求めることはできる……

(「質問やないか、今のは、質疑違うやろ」と奥田町長呼ぶ)

○議長(大石哲雄)

町長、発言はちょっとやめてくださいな。条例に直接関係のある質疑でありますから、なるべく簡単明瞭に質疑を行っていただきたい。

ただし、今の吉本君の発言は、この条例に若干関係しますので、発言を許します。

○9番(吉本和広)

ちょっと、よろしいですかね。

ちょっと言いにくくなったんですけれども、事前に文書を渡して通告しておるんで。

昭和43年10月17日付の自治省通知には、特別職報酬等審議会について、「必ずしも適切とはいえないものがあって、世論の批判を受けている向きもあるので、審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法を取ることににより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努める」とあります。また、町が配意し、必要な措置を講じられたいとあります。

国の通知の意味を弁護士を含め多くの方に聞くと、皆さん、「参考人の意見の聴取等の方法を取ることににより」とあるので、方法はいろいろあるが、少なくとも町は広報やホームページで審議内容の情報を公開して、町民が審議に意見が出せるよう審議会への意見の窓口をつくり、意見を集約し、審議会はその意見を参考に審議すると言っている と解すると話されています。

しかし、町は今回の審議会の開催に当たり、審議会に通知も渡さず、国の通知を守るよう説明もされていません。私は、説明するよう求めましたが、町長は説明しないと答えました。町民から審議会に自分の意見を聞いてほしいと申し入れましたが聞いてもらえなかったと聞きます。私が委員会で、審議会は何人の町民の意見を聞いたか質問すると、審議委員5名の意見ですと回答されました。また、審議会は、必要に応じて多くの住民の意見が反映するよう努めると解釈するので、審議委員会が町民の意見を聞く必要がないと判断すれば、5名の意見で審議するのは問題ないと答えました。

町民の方から、これでは多くの町民の意見を反映した審議になっていない、町長が選んだ委員だけで密室協議で決めるのは、お手盛りではないかと言われています。私も同じ見解です。このことについてどう答えますか。

以上、4点です。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

吉本議員の質疑にお答えをいたします。

1 点目です。

上富田町では、町長等の給与及び旅費に関する条例第 3 条において、町長等には給料のほか期末手当を支給すると定めており、議員ご質疑の 1 2 月の改定につきましては、職員の給与改定に準じて改定したものでございます。

本案につきましては、職員の給与改定に準ずるものではなく、職務職責に応じた給与率とするため、近隣自治体及び類似団体の動向を踏まえ、給与割合を 2. 7 月分から 3. 4 月分に改定するものであります。

2 点目です。

文書で 5 件の意見をいただいております。電話でのお問合せについては、確認できておりません。内容につきましては、ご本人の承諾をいただいておりますので、回答は控えさせていただきます。

3 点目です。

本案を提出するに当たり、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期するため、上富田町特別職報酬等審議会に町長等の期末手当について諮問をしております。審議会からは、町長等の期末手当については、近隣の自治体及び類似団体の動向等を参考に、町長等の職務職責に応じた支給割合とすることが適当であるとの認識で一致し、0. 7 月分引き上げることが適当ということで意見を集約した。町長等については、住民が物価高騰の影響を受けている中での期末手当の引上げとなることを十分に理解されたい、加えて町長をはじめとする特別職、町民の代表である町議会議員及び議会の果たすべき職責、その行政手腕や議会運営に対する住民の期待に応え、町政の発展と住民福祉の向上のためになお一層尽力されることを望むものであるとの答申をいただいております。答申をいただく際、審議会会長から重ねて、物価高騰の影響の下での答申であることに十分留意するよう言及がございました。

審議会の答申内容、また私宛てに文書 2 通のご意見をいただいておりますので、ご紹介いただいたようなご意見があることは承知をしております。いただいた意見を参考にしながら、今後におきましても、町政発展と住民福祉の向上のため、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

4 点目です。

上富田町特別職報酬等審議会条例第 3 条において、審議会は委員 5 人をもって組織し、

上富田町内の公共的団体の代表、その他住民のうちから必要の都度、町長が任命すると定められております。条例に定められた委員による審議に問題があるとは一切考えておりません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

問い1に対する再質問です。

回答で、12月の改定については職員の給与改定に準じて改定したもの、今回は職員の給与改定に準ずるものではなく、職務職責に応じた支給率とするため、近隣自治体及び類似団体の動向を踏まえ、0.7月分引き上げると今答えられました。

12月議会で、副町長さんも間違って、条例に職員に準じてとあるので0.1月分上げると言いました。

町が審議会に出した資料に、平成29年までは特別職の期末手当は一般職の期末手当に準ずると規定していました。しかし、それを改め、平成30年度は条例に支給率を定めるようにしました。実際、今の条例は支給条件は職員に準ずるが、支給率は何月と定めるよう変更されています。奥田町長の時代は、この条例でこの6年間、毎年適切な支給率を定めていたのです。1月もたたないうちに変えようとするのはおかしくありませんか。それなら、なぜ12月に審議会を開いて審議しなかったのですか。1点目の質問です。

2点目について、何点か質問します。

文書で5通の意見があった、電話での問合せについては確認できていない、内容については本人の承諾を得ていないので控えさせていただきますと回答されましたが、町長は、コロナの経済対策を商品券で対策を行った際、町民からこんな感謝の手紙があったと議会で述べられています。

3点、お聞きします。

1点目、町に対して肯定的な意見は紹介するが、否定的な意見は公開しないということですか。その意見は、引き上げることを肯定している意見ですか。

2点目、私は文書で町に意見を上げてほしいなどと誰にも言っていません。文書で5件も意見が寄せられるということはあまりないではありませんか。

3点目、電話での問合せは上富田町の番号にかかってくるのですから、総務課の職員に確認すればおよその数は分かるのではないですか。電話で問合せも、大体何件あったのでしょうか。以上、3点です。

次、問い3に対する再質問です。

町長の期末手当は、自治法第204条に支給することができる、支給しなければならないとはありません。期末手当についてそれぞれ自治体が決めるもので、実際、人口、財政規模が類似している地方自治体で同じにしなければならないものではありません。

令和4年1月調査で、上富田町の町長の期末手当は約253万円です。人口、財政規模が類似している串本町は、給与も期末手当も上富田町よりも低く、町長の期末手当は約224万円で、30万円も少ない。奈良県平群町の町長の給与は約49万円で、上富田町よりも13万円低く、期末手当の加算率も10%で、上富田町よりも25%も低いので、期末手当は約187万円で66万円も低い。上富田町より人口が1万人以上多い有田川町では、町長よりも22万円期末手当が低い状況です。全国的に見て、1人当たりの所得が高い大阪や京都は高い状況です。実際、地域によってばらばらです。

和歌山県内の町村は、地域の実情から平均2.5月程度で、どの町村も同じ程度に設定されています。

国が通知で、期末手当について人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の期末手当の額、当該地方公共団体における特別職に関する期末手当の改定の状況、一般職の期末手当の改定状況、消費者物価上昇率等の資料を参考すべきと通知していますか。

議員報酬と町長等の給与については、参考にすべきと通知していますが、期末手当について通知していますか。

4点目の質問です。

(「暫時休憩をお願いします……」と奥田町長呼ぶ)

○議長（大石哲雄）

暫時休憩。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時49分

○議長（大石哲雄）

再開します。質疑は簡便にやってくださいな。

○9番（吉本和広）

でも、通知の関係、いいですか。

今出した例で言って、そういう通知が私は国から来ていないという見解ですが、そう

いう通知があるという見解なのですか。見解を述べて、見解を聞いているんです。

それで、4の質疑です。

町民の意見が審議会に反映されていない問題は、今回、審議会の問題では私はないと
考えます。審議会は資料に基づいてしっかり審議されています。問題なのは、町だと私
は考えます。国の通知は、町に対しての通知で、町が審議会が多くの意見が反映される
ように、講じるように通知しているのですから、町が初めから資料を渡して説明し、町
に審議会の意見の窓口をつくり、意見を集約する協力を申し出れば、審議会は町と協力
して町民の意見を集約したのではないのでしょうか。

私は、そのようにするのがこの通知の意味だとの見解ですが、町長の見解はどのよう
な見解ですか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

たくさん質疑であります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議長（大石哲雄）

それでは再開します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今の吉本議員の、私は質問だと思っておりますので、質疑ではありませんので、答弁は
控えさせていただきます。

それと、最終の4点目の部分については質疑として認めて、この条例については審議
会委員5名で何かやった、それは信用するが町がおかしいという、そこは実際、条例の
中で5名という人数がありますので、それは問題がないと私は思っております。

私は、全体的に思えば、職務職責に対するこの改定というふうに考えておりますので、
よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

ほかに答弁ないですか。

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

すみません、吉本議員のご質疑の２番目の電話の問合せの件でございますが、総務課で確認をしたところ、電話をいただいたという記録がございませんでした。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

９番、吉本君、３回目になります。

○９番（吉本和広）

物価高で多くの町民の生活が苦しくて、町にも手紙が寄せられているように、多くの批判の声が上がっています。

私の聞く多くの意見は、町民の中で見て、町長がこれだけ高額な収入をもらっているんだから、ここで、１２月に上げた期末手当を半年もたたないうちに上げるのは、町政への信頼を失うのではないかという意見があります。私もそのように考えますが、町長は町政に対する不信につながらないというふうにお考えですか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

物価高で町民がそういう話があるということは、文書のほうも来ていますし、分かっています。その中においても審議会の中でも、その物価高においても様々なことがあるんで、その部分については考慮しながら、職務職責を全うしてくださいということの答弁をいただいておりますので、私自身は問題ないと思っております。

それと、吉本議員言われますように批判の声ばかりではありません。私自身のところへは、吉本議員の白い広報を見てから、町長これぐらいだったらきちんと職務職責を果たして、支給割合はそれでいいんじゃないかという意見も私のところへはありましたので、それだけ報告させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

議案第 4 2 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

町長は 1 2 月に期末手当、ボーナスを約 1 0 万円上げて、年収を約 1, 1 2 6 万円にしたばかりなのに、また期末手当を約 6 8 万円上げて約 1, 2 0 0 万円近くにしたいと、町民に審議内容を明らかにせず特別職報酬等審議会に諮りました。

国の通知は町に対しての通知で、町が審議会が多く意見が反映されるように講じるよう通知しているのですから、町が住民の意見を集約し、それを参考に審議会が審議できるようにすべきですが、そうになっていません。

町長の給与は月額 7 2 万円、県下の町村では最も高く、期末手当は 2. 7 か月分で約 2 6 2 万円、県下の町村のほぼ平均の月数です。

中小企業で働く町民の実質賃金は上がりずボーナスも上がらない、非正規雇用の方はボーナスではなく寸志で僅かです。商売をされている事業主もインボイスの導入で消費税が全て転嫁できず、収入が減っている方もおられます。実質、年金が下がり、国民年金、障害者年金だけで生活をされている方も多く、物価高で大変な生活となっています。

町長の高額な収入から見て、町民から上げるべきではないという否定的な意見も多く出されています。

実質で、賃金や年金、ボーナスが上がっている状況なら引上げもあり得ますが、こんな時期に私は、引き上げることは町民の理解は得られないと考えます。

よって、議案第 4 2 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４２号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１０ 議案第４３号

○議長（大石哲雄）

日程第１０ 議案第４３号、上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４３号、上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１１ 議案第４４号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 1 議案第 4 4 号、令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

歳入歳出、一括でお願いします。

ページ 1 0 6 から 1 0 9 ページまでです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

（「議長、動議」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

吉本議員から動議が出ました。

何についての動議でありますか。

○ 9 番（吉本和広）

議題となっている令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正動議を案を添えて提出します。

発議者は私 1 名です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 1 1 時 0 1 分

再開 午前 1 1 時 0 2 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ただいま吉本議員から提出されました動議は、所定の要件を満たしておりますので成立いたしました。

吉本議員から、議案第 4 4 号、令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正案が提出されましたので、原案と併せて審議をいたします。

お手元に配付しました議案第 4 4 号、令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正案について、提出者の説明を求めます。

9 番、吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

上富田町議会議長大石哲雄様。

議会議員吉本和広。

議案第 4 4 号令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び会議規則第 1 7 条第 2 項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

理由。

町長、副町長、教育長と議員の期末手当の 0. 7 月分の引上げは必要なく、常任委員会及び議会運営委員長の報酬を議員より 1 万円上げ、2 5 万円にする必要がないため、それに係る予算を削減した修正案を提出する。

ページをめくっていただいて。

議案第 4 4 号令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正案。

議案第 4 4 号令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）の一部を次のように修正する。

第 1 条中「4, 9 2 6 万 2, 0 0 0 円」を「4, 4 4 6 万 6, 0 0 0 円」に、「7 8 億 9, 1 2 6 万 2, 0 0 0 円」を「7 8 億 8, 6 4 6 万 6, 0 0 0 円」に改める。

第 1 表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

これは先ほど申しましたように、議案第 4 2 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対した理由で、町長等の期末手当の 0. 7 月分の引上げ予算は必要ないので、総務費のところから、町長、副町長の期末手当に関する予算をなくしています。議員については、後で発委第 2 号で上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例で述べますが、議員の期末手当は 1 2 月に 0. 1 を引き上げたばかりなので、0. 7 月分も上げることは必要ないと考えます。それで、議会の議会費の議員の期末手当の増額分と委員長の報酬について引き下げるために、その予算を支出で削るということになっています。

また、教育費で教育長の期末手当に係る費用を削減するというにしています。

繰入金についても、そのために 4 7 9 万円の繰入金が必要でなくなりますので、その分を削減しています。

それで、コロナワクチン接種で亡くなられた方への給付は、早く行わなければなりませんので必要です。

以上の理由から、修正案を提案します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより日程第 1 1 議案第 4 4 号、令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

まず、本案に対する吉本議員から提出されました修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案について、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 2 議案第 4 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 4 5 号、工事請負契約の締結について（令和 6 年度 第 1 号 公民館事業 南紀の台公民館建設工事）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第45号、工事請負契約の締結について（令和6年度 第1号 公民館事業 南紀の台公民館建設工事）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 発委第2号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第13 発委第2号、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

発委第2号、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年5月17日提出、上富田町議会運営委員会委員長松井孝恵。

理由、常任委員会及び議会運営委員会の委員長報酬を新たに設けるとともに、期末手当の支給割合及び支給条件を改めるため、本案を提出する。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番、松井孝恵君。

○11番（松井孝恵）

それでは、発委第2号、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案書の最終ページにあります参考資料の改正の要旨をご覧ください。よろしいですか。

1、改正の趣旨、常任委員会及び議会運営委員会の委員長報酬を新設するとともに、期末手当の支給割合及び条件を改めるために所要の改正を行います。

2、改正の内容、これは3点あります。

1点目は、常任委員長及び議会運営委員長の報酬を月額25万円として新たに設ける。

2点目は、期末手当を0.70月分引き上げて、年間100分の340とする。

3点目は、期末手当の支給条件について、基準日に在籍の議員に支給と条例を改める。

3、施行期日、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日から適用するとしてございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

事前に議会運営委員長に通告していますので、それに従って質疑します。

自治法や上富田町議会会議規則にもない、記録も残らない懇談会で、それも40分ほどの資料もない懇談で、加えて委員長報酬について、ほかの議員さんから周辺市町村の状況も調査して検討すべきという意見がありました。私からも、県下で一、二町しか委員長報酬を別に定めていないと思うので、委員長報酬を別に定めている理由と多くの市町村が委員長報酬を定めていない理由を調査して、慎重に議論すべきだという意見を出しましたが、懇談会を主催した議長さんが調べませんと言い、委員長の報酬や期末手当の増額を町長に特別報酬審議会に上げるよう申入れをすることを正式の会議でない懇談会で採決しました。

私は、町民の血税からの議員報酬の支出となるのですから、町民に対する説明責任が必要です。審議会に諮る内容について、議会として調査をし、全員協議会で議論して、その後、調査資料と議論の内容をつけて、町長に審議会に諮ってもらうように申し入れ

るべきです。

私は、議会の調査は必要であるとの見解ですが、周辺市町村の状況や委員長報酬を設けている自治体の調査は必要ないとの見解でしょうか。それが1点目です。

2点目。

私は調べてみました。委員長報酬を議員より5,000円高くしているかつらぎ町では、一年中議会という通年議会で、常任委員会、議会運営委員会は毎月1回から2回必ず開かれています。委員長は、毎回原案をつくり提案していますので、負担が大きいいため、報酬を5,000円多く設定しています。

上富田町議会の委員長報酬を議員より1万円高くして、期末手当を含めると15万5,000円程度高くすると提案していますが、上富田町は、閉会中委員会は開かれていません。また、委員会主義を取っておらず、委員会で議案を審議せず、本議会で議論する本会議主義です。

委員長報酬を設定していない多くの町村議会と変わらないので、必要ないと考えますが、どのような見解ですか。

3点目。

議員についても期末手当は、自治法203条に期末手当は支給することができることとされているため、支給しなければならないものではありません。それぞれの自治体が支給するかしないかを含めて、独自に検討し、金額を決めるものです。

実際この6年間、毎年12月議会に支給率を条例として提案して改正しています。

昨年12月に0.1か月分増額するという提案が行われました。議員さんから、さらに0.7か月分加えて引き上げるべきだという質疑や討論はなく、2.7か月にすることに賛成されました。それから半年もたたないのに、期末手当を大幅に0.7月、金額にすると18万4,800円も引き上げると提案していますが、この半年間に上げなければならない経済状況が起こったのでしょうか。

町民から、町民の働く中小企業ではボーナスは上がらないのに、議員は12月に上げたばかりなのに、なぜ議員は簡単に約18万円も上げられるのか、今の民間ではあり得ないとの声が寄せられています。私も同じ見解ですが、どのような見解でしょうか。

以上3点、質問します。

○議長（大石哲雄）

11番、松井君。答弁願います。

○11番（松井孝恵）

まず、初めに吉本議員さん、常日頃から何事であれ高い意識を持ち、調査や研究を行い、意見を述べる、住民に対して真っすぐなあなたのその姿勢については、尊重すべき

ものがあると私は常々考えています。

今回このような答弁すべき機会を与えていただきまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、答弁をいたします。

私は、この議会の議会運営委員長を担当しています。

私の所管事項は、１、議会の運営に関する事項、２、会議規則、委員会条例に関する事項、３、議長の諮問に関する事項とされています。よって、今回の条例案は、議会運営委員長名で議会運営委員会として提出するものであります。

近年、情報公開や住民ニーズの複雑化、多様化といった観点から、議会議員の活動量は増加をしています。それは、議員定数の削減なども少なからず影響をしております。あわせて議員の成り手不足、県内の多くの議会においても深刻であり、選挙の無投票が現実において起こっている状態です。

その１つの要因としては、報酬の少なさからきているということも考えられます。

上富田町は、かつて２２名の議員さんがここにおられました。現在、１２名まで削減をしてきました。当然、議員個々の仕事量は増加をしてございます。

今回の条例案を端的に申し上げますと、１つに委員会３人の委員長の報酬を月額１万円引き上げるというものです。２つには、期末手当の支給割合を本町の特別職に合わせるということです。３つ目には、落選した議員には期末手当は支払わないという改正であります。これは、２年前の議員改選時に条例どおりに支給されていないことが発覚したために、一度きり支払いが行われました。さすがに私どもも、これはもうここにはないのにおかしいのではないかという話になって、期末手当を支給しないように今条例を改めるものであります。

まず、吉本議員さんの１つ目のお尋ねは、周辺市町村の状況や委員長報酬を設けている自治体の調査をしましたかということをお聞きしました。吉本議員さんも運営委員会のメンバーですから、承知のこととは存じますが、当委員会において調査はしてございません。

懇談会において大石議長は、調べませんと発言をなさいました。そのことについて議員の皆様から、やっぱり調べようという総意にはならなかったと私は記憶してございます。

また、正式には令和５年１２月１８日に議会議長名で上富田町長奥田氏に対して、上富田町特別職報酬等審議会の開催について文書により依頼をいたしました。

令和６年３月２１日に審議会会長から上富田奥田町長に答申が出されました。この審議会において、各委員会と委員長の役割、委員長報酬の県下及び他府県の状況、現行と

改定後の比較、町の財政状況、消費者物価指数なども審議をされております。その答申をいただいた結果、議会運営委員会において協議して、採決をして、提出に至りました。

質疑の2つ目です。

委員長報酬を設定していない多くの町村議会と変わらないので、必要ないと考えるが、なぜ必要なのかということでもあります。

私、これにつきましては、そもそも他の市町村と比較するのが正しいという観点から質疑をなさっておられるなと感じました。

皆さんもご存じのとおり、委員長と委員さんの仕事量は明らかに違います。

なかなか議員の立場から、報酬について上げてほしいと、住民の皆さんのことを考えたときには、なかなか切り出すことはかなわないことなんです。そうですね、皆さん。ですから、町長にお願いをして審議会に諮っていただいて、その答申をいただこうじゃないかということではなかったのでしょうか。私たちが判断したんじゃないです。その住民代表の審議会の委員さんに委ねたわけです。

質疑の3つ目、この半年間に期末手当を上げなければならない経済状況が起こったのか、今の民間ではあり得ないという質疑であります。

経済状況が起こったのではなくて、そもそも仕事の量に対して報酬は私は低いと考えています。だから、言いにくいこと、皆さん言いにくいですよ、こんなこと、住民のことを思ったら、だけど言いにくいことを発議して、お願いをして、町長に頼んで、審議会に検討をいただいたわけであります。それを受けての条例案です。

また、今の民間ではあり得ないという質疑は、対象企業が明確ではないので、少し答えようがありませんので、答弁を控えさせていただきます。

以上であります。吉本議員さん、ここから先は、私は答弁書を用意してございません。ただ、あなたの意見をもう少し聞きたいので、再質疑をぜひお願いいたします。全力で私も答えます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

再質問します。

審議会後、議会運営委員会で、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を議会に提案すると決めました。私は反対しました。私は審議会のホームページを見ましたが、提出されている詳しい資料をここにお持ちしましたが、このような資料を初めて見ました。私は、議会の会議でその資料を見たことがありません。

議会の懇談会を含め、議会の会議でその資料を委員長さん、見たことがありますか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

資料はありませんので、口頭でお答えします。

資料を見たことがあるかということですが、議会運営委員会等では私のほうからそれを提出するとか、あるいは議会事務局に求めてもらうとか、当局に行ってもらったことはいたしませんでした。

今、吉本さんはホームページとおっしゃいましたけれども、私は残念ながら携帯電話もガラケーですし、家にインターネットの環境も引いていませんので、そういったものを調べる手段がございませんので、私は見ておりません。

それを見たからといって、状況の資料を見てということではなくて、私ちょっとしゃべらせてもらいます。

職員の皆さんにも聞いてほしいし、議員の皆さんにも、もちろん今日傍聴の方にも聞いてほしいんですけども、私たちの報酬は——いいんですか、言うたらあかん。

○議長（大石哲雄）

この直接関係ない、あるは確認してください。

○11番（松井孝恵）

では、その資料は見えていません。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

議会はきちんといろんな資料を見て検討すべきだというのは私の見解です。

しかし、報酬審議会に出された資料は、議員が見て、これに基づいて報酬がどうであるのかというような検討の議論はされていないと思いますが、当然されていませんよね。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

当然、そういう協議は行っていません。ただ、最初も申し上げましたけれども、本当に皆さん、この議員の給料って高いとお思いでしたら、きちんと説明します。私たちはずっと以前から、これは吉本さんが議員に来る前から、この議会において私、10年前からですが、いろいろ話もしてきたことで、今回タイミングを見計らって、大石議長さ

んが町長に答申をなさってくれたことであり、私は本当に感謝、これまだこれから採決ですけれども、大変感謝もしています。説明をすると言われて、これ以上言いませんけれども、大体皆さんお分かりになっていただけたと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これで、発委第2号、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の質疑を終わります。

ほかにないですな。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

発委第2号、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

常任委員会、議会運営委員会委員長の報酬を議員より5,000円多くしているかつらぎ町議会は通年議会で、常任委員会、議会運営委員会は毎月1回から2回開かれています。上富田町は閉会中に委員会を開いていません。委員長報酬を1万円増やす必要はありません。また、調査もせずに引き上げることを提案したことは、町民への説明責任を果たしていません。

期末手当については、町民の働く中小企業がボーナスが増えていない、実質年金も減っている、商売をされている方も物価高で大変な状況です。12月に0.1月分増やしたばかりなのに、議員の期末手当を0.7月も増やすのは住民に理解されないと考えます。

よって、発委第2号、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、正垣君。

○6番（正垣耕平）

本案に対する賛成の立場で討論をします。

討論といいますか、私の思いになります、皆さんに分かっていただきたいということです。

これは、今、松井運営委員長も述べられておりましたが、かねてからずっと考えられてこられたことだろうと思っております。

私も今、吉本議員言われたようなこと、確かに理解もできますが、これを給与とか報酬とかいうところをよく考えることと、あと自身の仕事を対価としてどう捉えるかということは、議員って特別考え抜かなきゃいけないことやと思います。それをしっかりチェックされるべきやと思います。

ただし、この仕事については、確かに私も、しっかりと自信を持ってやっていると、その中でこれから、後ほどこっと挨拶の中でも話しようと思っていたんですが、成り手不足のことですとか、これからの議会人の在り方、議会の在り方についても非常に密接に関わってくる、これを聞いている方にも関わってくる問題やと思っていますので、ここはしっかり賛成をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第2号、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

13時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午後 1 時 27 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ここで、皆さんにご報告いたします。

上富田町協議会の申合せによる議長の任期 2 年がまいりましたので、私、議長から辞職願を提出させていただきます。暫時休憩をさせていただきます。再開後は副議長と交代いたしますのでよろしくお願いをいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 27 分

再開 午後 1 時 29 分

○副議長（正垣耕平）

再開します。

ただいま大石議長から辞職願が提出されました。

地方自治法第 106 条の規定によりまして、私、正垣が、誠に不慣れではございますが、議長の職を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

大石議長さんの仮議席をご報告いたします。

13 番議席を仮議席といたします。

お諮りします。

上富田町議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にすることと決しました。

△追加日程第1 辞職第1号

○副議長（正垣耕平）

追加日程第1 上富田町議会議長の辞職許可についてを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、大石哲雄君の退席を求めます。

（大石哲雄議員 退席）

○副議長（正垣耕平）

それでは、事務局より辞職願を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

辞職第1号、令和6年5月17日、上富田町議会副議長正垣耕平様。

上富田町議会議長大石哲雄。

辞職願。

このたび、議会の申合せにより議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（正垣耕平）

お諮りします。

ただいま朗読しましたとおり、大石哲雄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、大石哲雄君の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

（大石哲雄議員 着席）

再開 午後 1時32分

○副議長（正垣耕平）

ただいま大石哲雄君の議長の辞職は許可されましたのでご報告いたします。

ここで、大石哲雄君からの退任のご挨拶がございます。

○４番（大石哲雄）

退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、私を議長としてご支援、ご理解いただきました議員各位に厚く御礼を申し上げます。

また、町長はじめ町当局の皆様方、特に議会事務局の皆様方には心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

振り返りますと、この２年間を含め通算４期８年、自分の身の丈もわきまえず議長職を務めさせていただきました。その間、議会及び議員活動を住民の皆さんにより多く知ってもらう、理解してもらうにはどうすればよいか、また、議員の地位向上に、あるいは、議会と町当局との信頼関係の構築はどうすればいいか、などなどを常に考え、そして、議員としての言葉、行動に自らが責任を持ち、その重さを自覚し、日々の議員活動を行う大切さ、また、難しさを思う年月でもございました。

これからは、「閑眠高臥して青山に対す」という言葉のように、残された議員活動、人生をゆっくりと楽しんでまいりたいと思います。

最後になりましたが、これからの議会新構成におきまして、皆さんの一層のご活躍を心よりご期待申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（正垣耕平）

大石議員さんにおかれましては、議長就任以来、町政発展、また、議会活動の推進に多大なご尽力を賜りましたことに対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

上富田町議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第２として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第２として直ちに選挙を行うことに決しました。

△追加日程第2 選挙第1号

○副議長（正垣耕平）

これより追加日程第2 選挙第1号、上富田町議会議長の選挙を行います。

事務局より、上富田町議会議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選挙第1号、上富田町議会議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会議長の選挙を行う。

令和6年5月17日、上富田町議会。

以上です。

○副議長（正垣耕平）

選挙の方法は指名推選と単記無記名投票がございます。いかがいたしますか。

（「単記無記名」の声あり）

○副議長（正垣耕平）

単記無記名投票でご異議ありませんか。

山本君。

○5番（山本哲也）

単記無記名にしてもらったらいいんですけれども、確認なんですけれども、単記無記名で全然問題はないんですけれども、名字だけでも有効になるのか、平仮名でも有効になるのか。その辺、いま一度ちょっと教えていただけますか。

○副議長（正垣耕平）

ただいま山本議員からの記名についての質問がございました。

お答えします。平仮名でも結構です、名前が分かれば。枠内に記入していただければ平仮名でも大丈夫となっておりますので、よろしくお願いします。

では、単記無記名で異議なしと認めましたので、議長選挙は単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（正垣耕平）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（正垣耕平）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（正垣耕平）

配付漏れなしと認めます。

では投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（正垣耕平）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

投票用紙の枠の中に記入するようにしてください。

ただいまから事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

少し待ちます。

では、事務局長、お願いします。

（議会事務局長点呼、投票）

○副議長（正垣耕平）

皆様、投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（正垣耕平）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、井浜港斗君、8番、中井照恵君を指名します。

（開票）

○副議長（正垣耕平）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票10票、無効投票2票。

有効投票中、松井孝恵君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、松井孝恵君が上富田町議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（正垣耕平）

ただいま上富田町議会議長に当選されました松井孝恵君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

議長に松井孝恵君がなられました。議長席にお着き願います。

これをもちまして、私の議長の職務を終了します。ご協力ありがとうございました。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時38分

○議長（松井孝恵）

再開します。

高いところからではございますが、一言挨拶を申し上げます。

今回、非常に、議長という大役をいただいたわけですが、今まで議長をなさっていた大石議長さんやら、かつての名議長さんに、とてもじゃないけれども、並び立てるような私ではございません。

ただ、私もこういう年齢ですし、期数も3期目になって、機が熟したのかなというような気はいたします。

私は議長になったからといって、何かをしようとか、行政のことをどうやとか、そんなことは一切思っておりません。とにかく、我々議員としての、何というか、住民に対しての開かれているというか、議員自身、私たちが開かれていなかったらあかんのですけれども、そういう活動を展開できたらなと思います。

とにかく、私はこういう性格ですんで、議会ではもちろん、どんどん議論していただいていいんですけれども、平素はやっぱ仲よくしていきたいなと思います。

ど素人ですんであれですけれども、立派な挨拶はできません。とにかくこれから2年間、よろしく願っただけしておきます。

すみません、座らせていただきます。難しいことは言えない。ありがとうございます。

それでは、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

暫時休憩いたします。議席番号調整。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時50分

○議長（松井孝恵）

樫木正行君を11番に、大石哲雄君を12番に、私、松井孝恵を4番に変更いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時55分

○議長（松井孝恵）

再開します。

ただいまの休憩中に、正垣副議長より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

上富田町議会副議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第3 辞職第2号

○議長（松井孝恵）

追加日程第3 上富田町議会副議長の辞職許可についてを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、正垣耕平君の退席を求めます。

（正垣耕平議員 退席）

○議長（松井孝恵）

事務局より辞職願を朗読させます。

事務局長、樫山君。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

辞職第2号、令和6年5月17日、上富田町議会議長様。

上富田町議会副議長正垣耕平。

辞職願。

このたび、議会の申合せにより副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

お諮りをします。

ただいま朗読しましたとおり、正垣耕平君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、正垣耕平君の副議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

（正垣耕平議員 着席）

再開 午後 1時57分

○議長（松井孝恵）

再開をします。

ただいま正垣耕平君の副議長の辞職は許可されましたのでご報告をいたします。

ここで、正垣耕平君から退任のご挨拶がございます。

○6番（正垣耕平）

ただいま、私の辞職願、ご同意いただきましたこと、また、2年間の任期中、何かと議員の皆様にはご協力いただきましたことに関して、ご挨拶とお礼を申し上げたいと思います。

まずは、ただいまの議長選、済んだ後でございますが、大石元議長、2年間、行動と一緒に共にして、大変隣で見ていてタフだなという思いをしております。

大石元議長におかれましては、上富田町議会議長でありながら、この間、和歌山県町村議会議長会会長の役目として全国を飛び回る、そういった２年間でございました。

ただ、この間、私も、大変失礼ではございますが、大石議員のご年齢のことも考えますと、いつ何どき、私がピンチヒッターで代役をこなさなければいけないかと常に待機をしておりましたが、体調などのことで穴を空けたことは一度もなかったかと記憶しております。それほど体力と心身ともに万全の状態で２年間、勤め上げたということの責任の大きなものを背負っておられたのだと、改めてその努力に感謝を申し上げます。この場からですが、お疲れさまでした。ありがとうございました。

私の副議長の２年間でしたけれども、こうやって和歌山県下２１町村の正副議長さんとお会いして、いろんな会話、議論を交わすことがたくさんあったなというふうに記憶しております。

私、今４１歳。４０歳でしたので、どこへ行っても、その場所で最年少とか、恐らく、そのあたり前後でちやほやされたような記憶をしております。

ただ、僕はそのことについて、すごく違和感を持っていました。

町村議会正副議長となりますと、本当にもうデータでもあります、男女比で見ても、本当に男性の部分です。年齢もやはり高いと。これはいい悪いではなくて、これが現状でした。

そのことを、いろんなよその正副議長さんと議論する中で、私の議会は年齢、こうなっていますと、女性はこうなっていますというお話をさせていただいて、本当に自分の今いる議会が、いかに活発であるかというのをお話ししながら感じた記憶をしております。

そんな中でも、やっぱり上富田町ですから、人口減少、人口増の話に皆さん及びます。

そこで、いろんな町村、努力しておりますが、政策云々の議論を交わすのではなくて、これは私ども今、人口増の町と言われておりますが、やっぱり先輩たちが、もう人口減少真っただ中に入っている他市町村の方が教えてくれたことはいっぱいあるなというふうに思っております。

このことを先に教えてもらった、そう思っておりますので、今後、しっかりこの学んだこと、皆さんと共有できたことを、町にもそうですし、上富田町議会、そして自身の政務活動におきましても、しっかり還元をしていきたいというふうに思っております。

改めまして、この２年間、任期いただきましたことに関してお礼を申し上げて、甚だ簡単ではございますが退任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

正垣副議長さんにおかれましては、この２年間、大変ご苦労さまでございました。
ただいま副議長が欠けました。

お諮りをいたします。

上富田町議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第４として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第４として直ちに選挙を行うことに決しました。

△追加日程第４ 選挙第２号

○議長（松井孝恵）

これより追加日程第４ 選挙第２号、上富田町議会副議長の選挙を行います。

事務局より、上富田町議会副議長の選挙についてを朗読させます。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選挙第２号、上富田町議会副議長の選挙について。

地方自治法第１０３条第１項の規定により、上富田町議会副議長の選挙を行う。

令和６年５月１７日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

選挙の方法は指名推選と単記無記名投票がございしますが、いかがいたしますか。

（「単記無記名」の声あり）

○議長（松井孝恵）

単記無記名投票でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

副議長選挙は単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（松井孝恵）

ただいまの出席議員は１２名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（松井孝恵）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（松井孝恵）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

投票用紙の枠の中に記入するようにしてください。

ただいまから事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（議会事務局長点呼、投票）

○議長（松井孝恵）

皆さん、投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に３番、平田美穂君、１０番、谷端清君を指名します。

（開票）

○議長（松井孝恵）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数１２票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票は１２票、無効投票はゼロ票です。

有効投票中、山本哲也君５票、家根谷美智子君６票、吉本和広君１票です。以上のと

おりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、家根谷美智子君が上富田町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（松井孝恵）

ただいま上富田町議会副議長に当選されました家根谷美智子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

副議長に家根谷美智子君がなられました。新副議長さんに就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（家根谷美智子）

改めまして、ただいま副議長に就任させていただきました家根谷でございます。

私も2期目半ばで、まだまだ未熟な不肖の私であります。ご推挙いただきました議員各位の皆様、この場をもちまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、松井議長の補佐役として、上富田町議会の運営をスムーズにしていけますように、私なりに一生懸命頑張ってまいりますので、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

当局の方に申し上げます。

これからの議事につきましては議会の構成に関わることでございますので、一旦退席をしていただき、終わりましたら再度出席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時34分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

△日程第14 選任第1号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 4 選任第 1 号、上富田町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選任第 1 号、上富田町議会常任委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、上富田町議会常任委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、総務文教常任委員会 6 名、厚生建設常任委員会 6 名。

令和 6 年 5 月 1 7 日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 3 5 分

再開 午後 2 時 3 7 分

○議長（松井孝恵）

それでは、再開をします。

各常任委員会委員を事務局より発表します。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

発表します。

まず、総務文教常任委員会委員に、1 番、井浜港斗議員、3 番、平田美穂議員、4 番、松井孝恵議員、6 番、正垣耕平議員、8 番、中井照恵議員、1 0 番、谷端清議員、以上の 6 名です。

続きまして、厚生建設常任委員会委員に、2 番、栗田八郎議員、5 番、山本哲也議員、7 番、家根谷美智子議員、9 番、吉本和広議員、1 1 番、樫木正行議員、1 2 番、大石哲雄議員、以上の 6 名です。

○議長（松井孝恵）

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、ただいま

事務局より発表したとおり指名をいたします。

暫時休憩をしますので、順次委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いします。

開催はまず、総務文教常任委員会、終了後に厚生建設常任委員会の順に、第1委員会室をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時58分

○議長（松井孝恵）

再開します。

各常任委員会の委員長、副委員長の発表をいたします。

総務文教常任委員長に谷端清君、副委員長に平田美穂君、厚生建設常任委員長に栗田八郎君、副委員長に山本哲也君。

以上のとおり選出されました。よろしく願いをいたします。

△日程第15 選任第2号

○議長（松井孝恵）

日程第15 選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会運営委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

令和6年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

○議長（松井孝恵）

再開します。

議会運営委員会委員の皆さんを事務局より発表します。

榎山局長。

○事務局長（榎山裕子）

発表します。

議会運営委員会委員に、2番、栗田八郎議員、6番、正垣耕平議員、8番、中井照恵議員、9番、吉本和広議員、10番、谷端清議員、11番、榎木正行議員。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ただいま事務局より発表したとおり、議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長から指名いたします。

暫時休憩しますので、議会運営委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時18分

○議長（松井孝恵）

再開します。

議会運営委員会の委員長、副委員長の発表をします。

委員長に榎木正行君、副委員長に吉本和広君が選出されました。よろしく願いをいたします。

△日程第16 選任第3号

○議長（松井孝恵）

日程第16 選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任について。

上富田町議会広報特別委員会規程第4条の規定により、上富田町議会広報特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

令和6年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

委員の選任についてお諮りします。いかがいたしましょうか。議長にらせていただきますか。

（「議長任せ」の声あり）

（「希望取ったらいいいんちゃうか」の声あり）

○議長（松井孝恵）

希望ですか。

いろいろ構成も見てあれしたんですけれども、希望された方ももちろん何人かいるんですけれども、今モニターなんかもやっているとか、いろいろ仕組みもやっているんで、やりたい人ばかりというのはなかなか、うまいこと調整できるかなと思うんで、任せていただいたら一番ありがたいんですけれども。

皆さんいかがですか。どうしますか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（松井孝恵）

議長一任という声がありますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（松井孝恵）

それでは、そのようにさせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時20分

○議長（松井孝恵）

再開します。

議会広報特別委員会委員の皆さんを事務局より発表します。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

発表します。

議会広報特別委員会委員に、3番、平田美穂議員、5番、山本哲也議員、6番正垣耕平議員、8番、中井照恵議員、10番、谷端清議員、12番、大石哲雄議員。

以上です。

○議長（松井孝恵）

大石君。

○12番（大石哲雄）

今、12番、大石哲雄と名前を呼んでいただいたんですが、私ももう長い間、議会広報特別委員に入らせていただいて、もう十分でございますので、誰かほかの人に替わっていただきたい。お願いします。

○議長（松井孝恵）

分かりました。

それでは、大石さんはそれでよろしいですか。それでいいんですね。替わっていただいていいんですね。今言うたとおりですね。

○12番（大石哲雄）

それは議長に一任します。

○議長（松井孝恵）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時34分

○議長（松井孝恵）

再開をいたします。

ただいま、先ほど事務局より発表したとおり、議会広報特別委員会委員の選任については、上富田町議会広報特別委員会規程第4条の規定により、議長から指名し決定しましたので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をいたしますので、議会広報特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。委員会室でお願いします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時49分

○議長（松井孝恵）

議会広報特別委員会の委員長、副委員長の発表をします。

委員長に谷端清君、副委員長に中井照恵君が選出されました。よろしくお願いをいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時05分

○議長（松井孝恵）

再開をいたします。

お諮りします。

上富田町議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第5 辞職第3号

○議長（松井孝恵）

追加日程第5 上富田町議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

先ほどの広報特別委員会で大石哲雄委員から辞任の申出があり、それが認められましたので、先ほど私から指名し選任いたしました大石君の辞任についてをお諮りします。

なお本件は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、大石哲雄君の退席を求めます。

（大石哲雄議員 退席）

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

大石哲雄君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、大石哲雄君の辞任を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

（大石哲雄議員 着席）

再開 午後 4時06分

○議長（松井孝恵）

再開します。

ただいま、大石哲雄君の辞任は許可されましたのでご報告いたします。

このことにより、上富田町議会広報特別委員会委員が1名欠けました。

お諮りします。

上富田町議会広報特別委員会の補欠選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに選任したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会広報特別委員会の補欠選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とします。

△追加日程第6 選任第4号

○議長（松井孝恵）

委員の補欠選任についてはいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（松井孝恵）

議長一任の声があります。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

議長一任とします。

議会広報特別委員会委員に、1番、井溪港斗議員を指名します。よろしく願いいたします。

（「はい」と井溪議員呼ぶ）

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙についてから選挙第7号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙についてまでの5件を日程に追加し、追加日程第7から追加日程第11として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙についてから選挙第7号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙についてまでの5件を日程に追加し、追加日程第7から追加日程第11として、直ちに議題にすることに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時09分

○議長（松井孝恵）

再開します。

△追加日程第 7 選挙第 3 号

○議長（松井孝恵）

追加日程第 7 選挙第 3 号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選挙第 3 号、富田川衛生施設組合議会議員の補欠選挙について。

富田川衛生施設組合同規約第 7 条第 1 項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、4 名。

令和 6 年 5 月 17 日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

直ちに指名を行います。富田川衛生施設組合議会議員に、1 番、井溪港斗君、8 番、

中井照恵君、１１番、樫木正行君、１２番、大石哲雄君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。
本席から、会議規則第３３条第２項の規定により当選の告知をします。

△追加日程第８ 選挙第４号

○議長（松井孝恵）

追加日程第８ 選挙第４号、富田川治水組合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選挙第４号、富田川治水組合議会議員の補欠選挙について。

富田川治水組合規約第７条第１項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、４名。

令和６年５月１７日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りをします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時13分

○議長（松井孝恵）

指名をします。富田川治水組合議会議員に、3番、平田美穂君、5番、山本哲也君、9番、吉本和広君、10番、谷端清君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川治水組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

△追加日程第9 選挙第5号

○議長（松井孝恵）

追加日程第9 選挙第5号、公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（桼山裕子）

朗読いたします。

選挙第5号、公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙について。

公立紀南病院組合同規約第7条第2項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

令和6年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申合せにより現議長と前議長、もしくは議長が指名した議員をもって充てることにしますので、よろしくお願いします。

指名します。公立紀南病院組合議会議員に、私、4 番、松井孝恵を、それから、7 番、家根谷美智子君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が公立紀南病院組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

△追加日程第 10 選挙第 6 号

○議長（松井孝恵）

追加日程第 10 選挙第 6 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

事務局より朗読させます。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選挙第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定により、広域連合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、1名。

令和6年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員は、前回同様、議長をもって議員に充てたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、4番、松井孝恵を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました私、松井孝恵を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、松井孝恵が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をいたしました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

△追加日程第11 選挙第7号

○議長（松井孝恵）

追加日程第11 選挙第7号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙を行います。
事務局より朗読させます。

檜山局長。

○事務局長（檜山裕子）

朗読いたします。

選挙第7号、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙について。

紀南環境広域施設組合同規約第5条第2項の規定により、紀南環境広域施設組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

令和6年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

紀南環境広域施設組合議会議員は、前回同様、議長と厚生建設常任委員長をもって議員に充てたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

それでは、紀南環境広域施設組合議会議員に、2番、栗田八郎君と私、4番、松井孝恵を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました2番、栗田八郎君と私、4番、松井孝恵が紀南環境広域施設組合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

報告します。

田辺周辺広域市町村圏組合議会議員につきましては、田辺周辺広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定により、議長、松井孝恵、副議長、家根谷美智子君が組合議員となりますので、報告をいたします。

△日程第17 選出第1号

○議長（松井孝恵）

日程第17 選出第1号、上富田町体育協会理事の選出についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

選出第1号、上富田町体育協会理事の選出について。

選出すべき数、2名。

令和6年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（松井孝恵）

選出については、申合せにより議長により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

議長により指名をいたします。上富田町体育協会理事に 1 番、井溪港斗君、2 番、栗田八郎君を指名します。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表しましたとおり決しました。

町当局の出席を求めるために、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 2 0 分

再開 午後 4 時 3 1 分

○議長（松井孝恵）

再開します。

お諮りします。

お手元に配付しております議案第 4 6 号、監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 1 2 として直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任についての件を日程に追加し、追加日程第 1 2 として直ちに議題にすることに決しました。

△追加日程第 1 2 議案第 4 6 号

○議長（松井孝恵）

追加日程第 1 2 議案第 4 6 号、監査委員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第 4 6 号、監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

（「議長、監査委員のそんなんいってない」の声あり）

○議長（松井孝恵）

暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 3 2 分

（議案書配付）

再開 午後 4 時 3 4 分

○議長（松井孝恵）

再開します。

町長、お願いします。

○町長（奥田 誠）

議案第 4 6 号、監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、大石哲雄。

住所、上富田町岩田。

生年月日、昭和 2 3 年生まれ。

令和 6 年 5 月 1 7 日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由について説明をさせていただきます。

氏名は、大石哲雄氏でございます。大石哲雄氏は議長を 8 年務められ、監査委員も経験されており、適任と考えておりますので、選任同意方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本件については、１２番、大石哲雄君の一身上に関する件と認められますから、地方自治法第１１７条の規定により、大石哲雄君を除斥したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、大石哲雄君を除斥することに決しました。

大石哲雄君の退席を求めます。

(大石哲雄議員 退席)

○議長（松井孝恵）

これより、本件について質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第４６号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ４時３６分

(大石哲雄議員 着席)

○議長（松井孝恵）

再開します。

大石哲雄議員の監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意されましたのでご報告いたします。

お手元に配付していますとおり、総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

これらの申出について、日程に追加し、追加日程第13として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決しました。

△追加日程第13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（松井孝恵）

追加日程第13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

樫山局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会、谷端清委員長より29項目、厚生建設常任委員会、栗田八郎委員長より24項目、議会広報特別委員会、谷端清委員長より1項目、議会運営委員会、樫木正行委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては、所管事務調査。

3につきまして、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長から申出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和6年第2回上富田町議会臨時会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会では、松井孝恵議長さん、家根谷美智子副議長さんをはじめ、各常任委員会、特別委員会の構成など、今後の議会運営に関わる重要な事項を決定されました。

また、今回退任されました大石前議長さんには、通算4期8年間、議長職を務められ、長い間大変お疲れさまでした。

各常任委員、特別委員に就任されました議員各位におかれましては、これまでに増しのご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

本臨時会に提出しました報告、承認、議案につきまして慎重審議をしていただき、全てを承認していただき、また人事案件として、監査委員に大石哲雄氏の選任同意をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

次に、令和6年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、国の救済制度に基づき、予防接種健康被害救済給付費につきましては手続を進めてまいります。

次に、工事請負契約の締結についても承認いただきましたので、南紀の台公民館建設工事につきましては、令和7年度に開館するよう早急に取り組んでまいります。

次に、令和5年度一般会計、特別会計につきましては、実質収支を見込んだ最終予算

であります。5月31日の出納閉鎖で決算することになっています。一般会計の状況では、財政調整基金などからの繰入れをすることなく決算に向けて進めておりますが、効率的で持続可能な行財政運営を確保するため、今後も財政の健全化に取り組む必要がありますので、監査委員の指摘事項を十分に反映し、なお一層の取組を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私といたしましても、さらに議会との連携、協調を図りながら、本町の実情に合った上富田らしい第5次総合計画に基づき、未来へつながる「明るく豊かで元気な人づくり、まちづくり」、そして、「未来を託す子供たちが輝くまちづくり」の実現に向けて全力で取り組み、一つでも町民の皆さんの期待に応えられるよう、行政運営を行いますので、温かいご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

△閉 会

○議長（松井孝恵）

これにて令和6年第2回上富田町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて令和6年第2回上富田町議会臨時会を閉会します。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

※会議録署名議員が議長に当選したが、会期中に会議録署名議員の追加指名を行わなかったため、1名となった。

上富田町議会議長 大石 哲雄

上富田町議会議長 松井 孝恵

上富田町議会副議長 正垣 耕平

議事録署名議員 檜木 正行